

資 料

2006年オーストリア代弁人法改正法⁽¹⁾

田 山 輝 明
青 木 仁 美

1 一般民法典改正条文

〔第4章 他者の監護 Obsorge について〕

第216条（2） 通常、重大なまたは持続的な身体の完全性または人格の侵襲と結びつけられる医学的治療については、監護を委託されている者は、治療する医師から独立している医師が、子が必要な認識および判断能力を用いることができず、治療を行うことがその福祉の維持に必要であると、診断書で証明した場合にのみ同意できる。そのような診断書が存在しないか、子が治療を拒否することを明らかにしている場合には、その同意には、裁判所の許可が必要となる。監護を委託されている者が医学的治療への同意を与えず、それによって子の福祉が危険に晒される場合には、裁判所は代わりに同意するか、または監護を他の者に委託することができる。

第229条（2） 財産に関する事務における代理行為および同意には、154条3項および4項が準用される。

〔第5章 代弁人制度、その他の法定代理および老齢配慮代理権について

a) 障害者のための代弁人または特別代理人の任命についての要件〕

第268条

（1） 心的病気に罹りまたは精神的に障害を受けている（障害者〔である〕）成年者が、その者の事務の全部または一部を受損なしに自ら処理することができない場合には、その者の申請または職権により、その者に対して、代弁人がその事務のために任命される。

（2） 障害者の事務が、他の法定代理人によってまたは他の援助の枠内において、特に家族、監護施設、障害者援助施設において、または社会福祉のもしくは精神社会福祉的業務の枠組みにおいて必要な程度に処理される限り、代弁人の任命は許可されない。代理権によって、特に（老齢）配慮代理権、拘束力のある患者処分証書によって、障害者

（1） BGBI 92/2006

の事務の処理について必要な程度にあらかじめ配慮されている限りにおいても、代弁人は任命されてはならない。代弁人の任命は、訴訟上の行使から、〔それが〕単に妄想上のものであっても、〔その行使から〕第三者を守るためののみ、なされてはならない。

(3) 障害の程度と処理されるべき事務の性質および範囲に応じて、代弁人は、次に掲げる事務を委託される。

1. 個々の事務の処理、例えば、請求権の行使と防御または法律行為の着手および履行

2. 一定範囲の事務の処理、例えば、財産の全部または一部の管理

3. このことが避けられない〔場合に〕限り、障害者の全ての事務の処理

(4) 障害者の福祉がそれによって危険に晒されない限り、裁判所は、一定の物、収入またはその収入の一部に関して自由に処分し、または義務を負担することを、代弁人の任務範囲から除外する旨の決定も行うことができる。

任 命

第273条

(1) 代弁人または特別代理人の選定に際し、代理されるべき者（被監護者）のために処理される事務の性質が配慮されなければならない。

(2) 代弁人職および特別代理 Kuratel は、次に掲げる者に委託されてはならない。

1. 自らその権利を有することができない者

2. 特に刑法上の有罪判決も考慮すると、被監護者の福祉に有益な代弁人職または特別代理の実施が期待され得ない者

第274条

(1) 裁判所が代弁人（特別代理人）に任命するつもりである者は、それ〔任命〕についてその者を不適切であると思わせる全ての事情を裁判所に伝えなければならない。この者がこの伝達をその過失により怠った場合には、この者は、被監護者にそのことから生じる全ての不利益について、責任を負う。

(2) 一人の弁護士または公証人は、これ〔任命〕がその者に、その個人的、家族的、職業的〔状況〕およびそれ以外の状況を考慮して、要求されえないという場合にのみ、代弁人職（特別代理）の受任を拒否できる。これは、5件より多い代弁人職（特別代理）の場合に推定される。

権利および義務

第275条

(1) 代弁人職（特別代理）は、代弁人（特別代理人）に委託された事務を処理するために必要である全ての活動を包括する。代弁人（特別代理人）は、その際、被監護者の福祉を、可能な限り最善に援助しなければならない。

(2) 被監護者の身上にかかわる重要な事務において、代弁人（特別代理人）は、裁判所の許可を得なければならない。遅滞によるリスクが存在しない限り、許可なしに行われた措置または代理行為は許されず、無効である。

(3) 財産に関する事務においては、229条から234条の規定が準用される。

補償、報酬および費用補償

第276条

(1) 代弁人(特別代理人)には、その活動の、特にまた身上監護の範囲における性質と範囲、およびその活動と通常結び付けられる時間および労力の投入の性質と範囲を考慮して、年間の補償が支払われるべきである。これは、取められなければならない公租公課を収入から差し引いた、全ての収入の5パーセントの金額である。その際、法律の特別な指示に基づき、一定の出費の補填のために用いる収入は、収入として考慮されるべきではない。特別に広汎で成果のあった代弁人の努力について、裁判所はまた、補償をこの収入の10パーセントまで見積もることができる。被監護者の財産価値が10000ユーロを上回る場合には、さらに一年ごとに補償について2パーセントの割り増し金が認められなければならない。特別な理由から裁判所が適切であると考えられる場合には、裁判所は補償額を減額しなければならない。

(2) 代弁人(特別代理人)が自ら処理しないときは、その処理が第三者に有償で委託されなければならない事務のために、その職業に関する特別な知識および能力を用いる場合には、代弁人はこのために適切な報酬の請求権を有する。しかし、被監護者の場合に、手続援助の付与のための要件が与えられているか、またはこの費用が法律上の規定に基づいて相手方により補償される場合には、この請求権は、法に親しむ代理の費用については存在しない。

(3) 代弁人制度(特別代理)の目的に適った実施に必要な現金支出、実際の費用および責任を補償するために277条に基づいて締結された責任保険の費用は、これが法律上の規定により、第三者によって直接負担されない限り、被監護者から代弁人に必ず支払われなければならない。

(4) 上記の条項に基づく請求権は、それによって被監護者の生活必需品の充足が危険に晒されるであろう限り、存在しない。

責 任

第277条

代弁人(特別代理人)は、被監護者に対し、その過失によって引き起こされた全ての損害について責任を負う。賠償義務が、全ての事情、特に過失の程度または被監護者と代弁人(特別代理人)との特別な関係の近さを考慮すると、不当に厳しいものとなる限りにおいて、裁判官は、賠償義務を軽減または全て免除することができる。

変更および終了

第278条

(1) 代弁人(特別代理人)が死亡した場合、必要な適性が存在しない場合、その者に職務の実施が要求されえない場合、273条2項の事情のひとつが生じるかもしくは明らかになる場合、または被監護者の福祉がこのことを他の理由から必要とする場合には、

裁判所は、代弁人職（特別代理）を申請または職権により別の人物に委託しなければならない。145条3項は準用される。

(2) 代弁人（特別代理人）は、268条から272条に基づいたその任命のための要件が存在しない場合には、申請または職権によって解任される。この要件が代弁人（特別代理人）に委託された事務の一部についてのみ存在しない場合には、その権限範囲は制限されうる。その権限範囲は、これが必要である場合には、拡大される。被監護者が死亡する場合には、代弁人職（特別代理）は消滅する。172条2項が準用される。

(3) 裁判所は、適切な、5年を超えない間隔で、被監護者の福祉が代弁人制度（特別代理）の終了または変更を必要としているかどうか、を調査しなければならない。

代弁人制度についての特別な規定

a) 代弁人の選択

第279条

(1) 代弁人の選択の際には、特に障害者の要求、および障害者が滞在しているかそれによって世話されている病院、ホームまたはその他の施設と代弁人とが依存関係もしくは他の密接な関係に立っていないこと、について考慮されなければならない。障害者の、特にその者が行為能力および認識-ならびに判断能力を喪失する以前に表明していた希望（代弁人への処分委託証書）および本人の身近な者の提案は、それが障害者の福祉に合致している限り、顧慮されなければならない。

(2) 障害者には、適切な、その者の身近な者が代弁人に任命されなければならない。障害者が成年に達する場合、これが傷害者の福祉と反しない限り、これまで監護を委託されていた両親のいずれか一方が代弁人に任命される。

(3) 適切な、身近にいる者が代弁人として任命されえない場合には、適切な協会がその同意によって代弁人に任命されうる。協会が考慮されない場合には、274条2項に従い、弁護士（弁護士試補）または公証人（公証人試補）もしくは他の適切な者が、その同意によって代弁人に任命される。

(4) 弁護士（弁護士試補）または公証人（公証人試補）は、とりわけ、事務の処理が主に法律知識を必要とする場合に任命されるべきであり、適切な協会は、とりわけ、それ以外の特別な要請が代弁人職と結び付けられる場合に任命されるべきである。

(5) 一人の者は、その者が、代弁人の義務、特に個人的にコンタクトを取る義務を考慮し、普通に処理できるだけの数の代弁人職を引き受けることが許される。一人の者は、ひとつの適切な協会を除いて、全部で5件より多い代弁人職を引き受けてはならず、一人の弁護士または公証人は25件より多い数の代弁人職を引き受けてはならない。この際、個々の事務の処理についての代弁人職は考慮されていない。

b) 障害者の行為能力

第280条

(1) 障害者は、代弁人の権限の範囲内において、その明示または黙示の同意なしに法律行為を行い、義務を負担することはできない。

(2) 障害者が代弁人の権限の範囲内で、重要ではない日常生活の事務に関する法律行為を行う場合には、この法律行為は、障害者に課されている義務の履行によって適及的に有効になる。

c) 障害者の意思および要求の配慮

第281条

- (1) 代弁人は、障害者がその能力および可能性の範囲内において、その生活状況を自らの希望および考えによって形成することができるよう努めなければならない。
- (2) 障害者は、意図されている、その身上またはその財産にかかわる重要な措置を代弁人から適切な時期に知らされ、そしてこれについて、他の措置についてと同様に、適切な期間において意見を述べる権利を有する。ここで表明されている希望が、障害者の福祉に少なからず合致している場合には、この意見表明は考慮されなければならない。
- (3) 代弁人が障害者の財産または収入の管理を委託されている場合には、代弁人は、これを優先的に個人的な生活状況に合致する障害者の要求を充足するために、用いなければならない。
- (4) 障害者の福祉が危険に晒されている場合に、それが知らされた者について、裁判所は、常に、その福祉の確保のために必要な処理を行わなければならない。

d) 身上監護

第282条

代弁人は、個々のケースの事情に応じて必要な程度において、障害者と個人的なコンタクトを保たなければならない、障害者が必要な医学的および社会福祉の世話を与えられるよう努力しなければならない。代弁人が単に個々の事務を処理するためだけに任命されたのではない限り、コンタクトは少なくとも一月に一度とられるべきである。

第283条

- (1) 医学的治療において、障害者は、認識-および判断能力を有する限り、自らによってのみ同意できる。それ以外では、その権限範囲がこの事務の処理を包括する代弁人の同意が必要である。
- (2) 通常、身体の完全性または人格の重大なまたは持続的な侵襲と結びつけられる医学的な治療については、代弁人は、診察した医師から独立している医師が診断書において、障害者が必要な認識-および判断能力を用いることができず、治療を行うことがその福祉の保持に必要なであると証明した場合にのみ、同意することができる。そのような診断書が存在しない場合、または障害者が、その治療を拒否することを明らかにした場合には、同意には、裁判所の許可が必要となる。代弁人が、医学的医療について同意を与えず、そのことによって障害者の福祉が危険に晒される場合には、裁判所は代弁人に代わって同意することができる、また代弁人職を他の者に委託することができる。
- (3) 治療が緊急を要するため、〔本人の〕承諾、〔代弁人の〕同意または裁判所の決定と結び付けられる延期が、障害者の生命を危険に晒すであろう場合、または健康への重大な損害の危険と結び付けられるであろう場合には、認識-および判断能力を有する障

害者の承諾、代弁人の同意および裁判所の決定は必要ではない。

第284条

代弁人は、障害者の継続的な生殖無能力を目的とする医学的措置に同意できない。ただし、それ以外の方法では、持続的な身体上の疾患のために、障害者の深刻な生命についての、または健康の重大な損害の危険が存在する場合を除く同様に、代弁人は、障害者の身体の完全性または人格の侵襲と結び付けられる研究に、その研究が、その健康または健在 Wohlbefinden のために直接的に有益でありうる場合を除いて、同意することができない。同意は、全ての場合において、裁判所の許可を必要とする。

第284条 a

- (1) 障害者は、その居所については、認識-および判断能力を有する限り、自ら決定する。
- (2) それ以外では、これが障害者の福祉の保持のために必要である限り、およびその権限範囲がこの事務の処理を包括している限り、代弁人がこの任務を処理しなければならない。障害者の居所が継続的に変更される場合には、この変更は裁判所の許可を必要とする。

近親者の代理権限

第284条 b

- (1) 成年者が、心的病気または精神的障害のために、日常生活上の法律行為を自ら処理できず、このために代弁人およびそれ以外に法定または任意代理人を有していない場合には、障害者は、この法律行為の際に、それがその生活状況に合致する限り、近親者によって代理されることができる。同様のことが、監護の必要を充足するための法律行為および年齢、疾病、障害または貧困が原因で生じる請求権、とりわけ社会保険法に関する請求権、介護金、生活扶助に関する請求権ならびに、手数料の免除および他の援助に関する請求権の主張についても、当てはまる。
- (2) 近親者は、被代理人の現在の収入およびこの者についての監護に関するサービスについて、これが日常生活の法律行為の処理および監護の必要を充足するために必要である限り、自由に使用、処分する権限を有する。
- (3) 近親者の代理権限は、これが通常重大なまたは持続的な身体の完全性もしくは人格の侵襲と結び付けられない限り、かつ被代理人に必要な認識-および判断能力が不足している限り、医学的な治療についての同意も包括する。

第284条 c

- (1) 近親者は、両親、成年者である子供、代理される者と同じ世帯で生活している配偶者および、この者が代理される者と少なくとも3年間同じ世帯で生活している〔籍を入れていない〕同棲相手である。
- (2) 複数の親族が代理権限を有する場合には、一人の者の意思表示で十分である。意思表示の受領者に矛盾する意思表示がなされている場合には、どの意思表示も有効ではない。民事法上の手続における代理については、154条 a が準用される。

第284条 d

- (1) 近親者は、被代理人に、その代理権限の受任について知らせなければならない。
- (2) 近親者の代理権限は、被代理人がその行為能力または認識-および判断能力を喪失しているにもかかわらず、近親者に異議を唱えたか、または唱えている限り、発効しないか、または終了する。

第284条 e

- (1) その代理権限を受任する場合には、近親者は被代理人の福祉を可能な限り最善を尽して援助し、そして被代理人がその能力および可能性の枠組みにおいて、その生活状況を自らの希望および考えによって形成できるように努力しなければならない。
- (2) 近親者は、その代理権限を、代理行為を行う前に、オーストリア中央代理〔権〕目録に登録させなければならない。第三者は、近親者が第三者に、代理行為を行う際に284条 b に従い、オーストリア中央代理〔権〕目録における代理権限の登記についての証明書を示した場合には、近親者の代理権限を信用してよい。これは、これが増額された一般的な最低限度の収入の基本額（執行法令 Exekutionsordnung 291条 a 第 2 項第 1 行）を毎月超えない限り、被代理人の口座からの金銭の受領についても当てはまる。第三者が、欠如している近親者の代理権限について知っている場合、または過失によって知らない場合には、第三者の信用は保護されない。

（老齢）配慮代理権**第284条 f**

- (1) (老齢)配慮代理権は、その内容により、委託された事務の処理について必要な行為能力または認識-および判断能力もしくは発言能力を、委任者が喪失する場合に有効となる代理権である。その処理のために代理権が授与される事務は、明確に挙げられなければならない。受任者は、委任者が滞在しているか、それによって委任者が世話されている病院、ホームまたはその他の施設と、依存関係または他の密接な関係に立っていない。
- (2) (老齢)配慮代理権は、委任者によって自筆で書かれ、そして署名されなければならない。代理人が、代理権に確かに自筆によって署名したが、自筆で書かなかった場合には、委任者は、3人の公正で、自己の権利を有し、言語に通曉している証人の面前で、委任者によって署名された委任証書の内容がその意思に合致していることを確認しなければならない。この形式に関する必要条件の遵守は、証人によって、委任者の意思表示の後すぐに、その証人資格に関して示している付記によって、証書上で確認されなければならない。委任者が代理権証書に署名していない場合には、公証人は、委任者による確認を文書に記録しなければならない。(老齢)配慮代理権は、常に公証行為としてもなされる。
- (3) (老齢)配慮代理権が、283条 2 項の意味における医学的治療の同意、居所の継続的な変更および通常の経済活動に属さない財産に関する事務の処理を包括する場合には、(老齢)配慮代理権は、この事務の明確な名称のもとに、弁護士、公証人の面前でまたは裁判所において作成されなければならない。その際、委任者は、このような(老

齢) 配慮代理権の法的効果および常なる取り消しの可能性について教示されなければならない。弁護士、公証人または裁判所は、この教示の実施を代理証書において、その名前および住所を記述した上で、自筆による署名によって証明しなければならない。

第284条 g

この点で、(老齢) 配慮代理権を授与した障害者は、受任者が活動しないか、または受任者が代理契約の意味において活動しないであろう場合には、それ以外に受任者の活動によって委任者の福祉が危険に晒されるか、または障害者が受任者によってもはや代理される意思がないことを明らかにする場合を除いて、代弁人を必要としない。代理権は確かに284条 f の要件を満たしていないが、個々のケースの事情に基づいて、受任者がその任務を障害者の不利になるように処理するであろう恐れがない場合も、代弁人の任命は考慮されえない。

第284条 h

(1) 受任者は、委託された事務の処理の際に、代理契約において表現されているような委任者の意思に添わなければならない。(老齢) 配慮事例の発生の後に、委任者の発言から、またはそれ以外に個々のケースの事情から生じる委任者の意思を、受任者は、これが委任者の福祉に少なからず合致している場合には、考慮しなければならない。確認しうる意思が欠如している場合には、受任者は委任者の福祉を可能な限り最善を尽して援助しなければならない。

(2) 第三者は、この者に受任者が代理行為を行う際に、オーストリア中央代理〔権〕目録における(老齢) 配慮代理権の効力が発生したという登記の証明書を提示した場合は、(老齢) 配慮事例の発生を信用してよい。第三者の信用は、この者が、(老齢) 配慮事例が生じていないことを知っているか、過失によって知らない場合には、保護されない。

(3) 受任者は、代理権を、医学的治療における同意のため、または居所の変更についての決定のために、他の者へ譲渡することができない。

第1034条

祖父母、養父母、監護を委託された他の者、代弁人および特別代理人の、その被監護者の法律行為を管理するという権利は、裁判所の命令に基づくものとする。両親(両親の一方)は、直接法律によって、その未成年の子の代理を委託される。同様のことが、211条、212条および215条 1 項末文により青少年福祉の担い手について、および284条 b から284条 e による近親者についても、当てはまる。

2 非訟事件手続法改正条文

第122条

(3) 中止に関する決定は、近親者の代理権限(一般民法典284条 e 第2項)が存在するかどうかの記述を含んでいなければならない。

第122条第4項 1文

(4) 中止に関する決定は、本人、その代理人およびその代理権限をオーストリア中央代理〔権〕目録に登録した(一般民法典284条 e 第2項)近親者に送達されなければな

らない。

第123条第1項第7行

7. 場合によっては、同時に近親者の代理権限（一般民法典284条bから284条e）が存在するかどうか

第124条

（1）代弁人の任命についての決定は、本人の手元に、およびその代理人、その代理権限がオーストリア中央代理〔権〕目録に登録されている（一般民法典284条e第2項）近親者、ならびに代弁人に送達されなければならない。

第126条

（1）近親者の代理権限を登記した公証人（公証人規則140条h第5項）、およびオーストリア中央代理〔権〕目録に（老齢）配慮代理権の効力が発生したことが登記されている受任者（一般民法典284条h第2項）、および手続の結果により、特に代弁人の申告により、それ〔代弁人の任命〕に基づく利害を有する者および官署は、代弁人の任命について適切な方法で知らされなければならない。

（3）裁判所は、オーストリア中央代理〔権〕目録における近親者の代理権限を登記する公証人に、代弁人の任命およびその権限範囲に関する問い合わせならびに代弁人手続きの状況に関して、情報を提供しなければならない。

第127条

異議申立ては、本人、その代理人、手続代弁人、代弁人に任命される予定の者およびその代理権限がオーストリア中央代理〔権〕目録に登録されている近親者（一般民法典284条e第2項）に認められる。119条末文は準用される。46条3項は適用されない。

第130条

代弁人は、裁判所に、適切な間隔において、少なくとも毎年、本人とのその個人的なコンタクト、本人の生活状況ならびにその精神および身体の状態について、報告しなければならない。裁判所は、代弁人にそのような報告に関する指示を与えることもできる。

第199条

（2）連邦法律広報2006年92号における122条3項および4項、123条1項6文および7文、124条1項、126条1項、3項および4項、127条および130条は、2007年7月1日に施行する。これらの規定は、以下に特段の定めがない限り、この連邦法の施行以前に係属していた手続に関しても、適用される。

第204条

（8）連邦法律広報2006年92号における130条は、裁判所によってこの連邦法の施行以前に定められた期間について影響を及ぼさない。この時点で、最後の報告から1年以上が経過し、そして裁判所による期間が定められていない場合には、代弁人は、遅くとも半年以内に報告しなければならない。

3 消費者保護法改正条文

第27条d第1項第6行

6. 報酬の支払い期限および額、宿泊、食事の世話、基本的な世話、特別な監護サー

ビスおよび追加的なサービス、ならびに社会扶助または障害者援助の担い手によって補填されるサービスについてのその都度の対価の区分および

第27条 d

(6) ホーム契約が内容的および 1 項から 5 項までの形式的な要件を満たし、そして対価が障害者の収入および財産状況において支払い可能であり、または社会扶助によって負担される場合には、障害者の代弁人 (一般民法典268条) は、ホーム契約の締結のために裁判所の許可を必要としない。

第41条 a

(19) 連邦法律広報2006年92号における27条 d 第 1 項 6 文および 6 項は、2007年 7 月 1 日に施行される。27条 d 第 1 項 6 文に定められた、社会扶助または障害者援助の担い手によって負担される給付の公開および27条 d 第 6 項は、この時点より前に締結された契約については適用されない。

4 協会代弁人および患者代弁人法改正条文

「代弁人、患者代弁人および居住者代理人の推薦のための協会についての連邦法 (協会代弁人、患者代弁人および居住者代理人法 VSPBG)」

第 1 条

(1) 一般民法典279条 3 項および 4 項に従って代弁人に任命され、措置入院法13条 1 項に従って患者代弁人を、またはホーム滞在法 8 条 3 項に従って居住者代理人を推薦するという協会の適格性は、連邦私法大臣が命令をもって確認しなければならない。

(2) 当該命令は、当該協会の同意によってのみ発せられる。

(3) 命令には、協会の事物的および領域的活動範囲が記載されなければならない。

第 3 条

(1) 1 項によりその適格性の確認を受けた協会は、その事物的、領域的活動範囲に応じて、専門的代弁人、患者代弁人および居住者代理人を養成し、公示または推薦し、研修を受けさせ、指導し、監督しなければならない。ボランティアが適切に指導され、監督されることを協会が保障する場合には、適格性を有し、ボランティアとして活動する者を協会代弁人として公表しうる。

(2) 代弁人に任命された協会は、代弁人職の受任を委託された者 (協会代弁人) を裁判所に公示しなければならない。協会は、本人の福祉および利益を独立した方法で守ることができる者のみを公表することが許される。同様のことが、患者代弁人および居住者代理人の推薦についても当てはまる。

(3) 協会は、重大な理由から、公表または推薦を取り消すことができる。協会が協会代弁人の公示を取り消す場合には、協会は、裁判所に代弁人職の受任を委託される別の者を公示し、そしてこの者にその委託に関する証書を交付しなければならない。

(4) 協会によって公示された者 (2 項) への代弁人職手続における送達は、協会の配達場所になされる。

(5) 協会は、代弁人として官庁の手続において、協会が裁判所に代弁人職の受任を委託したとして（2項）、公示した者によって代理される。

第4条

(1) 協会は、その可能性に応じて、代弁人の任命を提案した身近な者またはその他の者もしくは官署に、代弁人制度の本質および可能な他の選択肢について情報を伝えなければならない。

(2) 代弁人任命手続の前段階またはその範囲内において、協会は、特に裁判所の要請に基づき、その可能性に応じて、どの事務が処理されなければならないか、代弁人職に代わる別の選択肢が存在するかどうか、および身近な者が代弁人として考慮の対象になるかどうかを明らかにしなければならない。これらのことについて、協会は、代弁人手続が係属しているか、または係属される予定である裁判所に報告しなければならない。

(3) 協会は、代弁人として任命されている身近な者に、その可能性に応じて、代弁人職の受任に際して助言しなければならない。

第6条

(1) 協会の枠組みにおいて活動している代弁人、患者代弁人および居住者代理人は、秘密の保持が本人の利益において必要である限り、監護-および措置入院裁判所に対して以外は、このような活動からのみこれらの者に明らかになった事実に関して、守秘義務を負う。

(2) 1項に反して事実を明らかにし、または利用し、そしてそのことによって本人の正当な利益を侵害した者は、裁判所によって6ヶ月までの自由刑または360日までの日額の罰金によって罰せられる。

(3) 行為者は、明らかにしたことまたは利用したことが、内容および形式により、公的なまたは正当で私的な利益により正当化される場合には、罰せられない。

第8条

(1) 連邦司法大臣は、協会に、その職員によってもたらされた代理および助言サービスと関係がある支出を、その都度連邦財政法によりこの目的のために使用できる助成金の範囲内で、償還しなければならない。その際、協会代弁人、患者代弁人および居住者代理人による本人の可能な限り十分な世話が、保障されなければならない。

(2) 協会は、連邦に対し、助成金の趣旨に適った使用について年度ごとに報告し、決算し、助成金の目的に適った使用を監査するために、連邦の機関に対し、帳簿および帳票の閲覧による施行状況の監査ならびに現場の視察を許し、もしくは必要な情報を提供する義務を負う。さらに、協会は助成金の趣旨に適った使用がなされない場合、または所定の義務に違反する場合には、助成金を連邦に返還する義務を負う。この場合、返還金に、支払いから返還までの期間につき、その都度有効である基本年利の3パーセントの増し利子を付さなければならない。

5 公証人規則改正条文

第140条 h

(1) オーストリア中央代理〔権〕目録 (ÖZVV) は、次に掲げる登記に用いられる。

1. 公証人または弁護士に提示された (老齢) 配慮代理権 (一般民法典284条 f) および公証人または弁護士に提示された文書による (一般民法典886条) 代弁人への処分委託証書 (一般民法典279条 1 項),

2. 公証人または代弁人に提示された書面による (一般民法典886条) 近親者の代理権限に対する異議,

3. 近親者の代理権限 (一般民法典284条 b から284条 e) および

4. 公証人に提示された (老齢) 配慮代理権の効力の発生およびその不服申立て

(2) オーストリア中央代理〔権〕目録における登記は、公証人または弁護士によって、1 項 3 文および 4 文までのケースにおいては、公証人によって行われなければならない。当事者の要請に応じて、公証人および弁護士は、1 項 1 文に挙げられている証書の届出について義務を負う。1 項 2 文による異議、1 項 3 文による代理権限および 1 項 4 行による (老齢) 配慮代理権の効力の発生は、必ず登記されなければならない。

(3) 登記に際して、特に次のことが申告されなければならない。

1. (老齢) 配慮代理権、代弁人への処分委託証書または異議としての証書の名称、または近親者の代理権限の存在もしくは (老齢) 配慮代理権の効力の発生、

2. 委任者、処分者または異議申立人および受任者、提案されている代弁人または代理人の姓名、生年月日および住所

3. 登記を行う公証人または弁護士の姓名および事務所の住所

4. 当事者の申立てにより、(老齢) 配慮代理権、代理人指示書または異議の保管者および証書の作成期日

登記を行う公証人または弁護士は、委任者、処分者、異議申立人または代理人に、オーストリア中央代理〔権〕目録における登記について知らせなければならない。1 項 3 文および 4 文のケースにおいて、登記する公証人は、代理人 (受任者) にオーストリア中央代理〔権〕目録における登記およびその結果について、情報を与えなければならない。

(4) (老齢) 配慮代理権、代弁人への処分委託証書または異議の取消しの登記は、3 項に沿って行われなければならない。そして取消しの期日を付して行われる。

(5) 近親者がその身近である関係を証明し、適切な医師の診断書が、被代理人が心的病気または精神障害により、一般民法典284条 b に挙げられている事務を自ら処理できないことを提示した場合には、公証人は近親者の代理権限を登記しなければならない。この近親者の代理権限に対する異議が登記されている場合には、代理権限は登記されない。代弁人の任命または登記されている (老齢) 配慮代理権が代理権限の妨げになっている限り、同様のことが当てはまる (一般民法典284条 b 第 1 項)。代弁人制度の手続が係属している場合には、公証人は、監護裁判所に代理権限の登記について知らせなければならない。公証人は、登記がなされた後、この近親者に、オーストリア公証人会の名前において、その代理権限の登記に関する証明書を交付しなければならない。証明書と共に、近親者の代理権限と結び付けられる権利および義務について、また特に証明書

を代理権限の終了後もはや法的取引において使用しないという義務についての概説文も手渡されなければならない。

(6) 公証人は、委任者に必要な行為能力、認識-および判断能力、または発言能力が不足しているということについての医師の適切な診断書が提出された際には、公証人に提示された（老齢）配慮代理権の効力の発生を登記しなければならない。代弁人制度の手続が係属している場合には、公証人は、監護裁判所に（老齢）配慮代理権の効力発生の登記について伝えなければならない。公証人は、登記がなされた後、受任者にオーストリア公証人会の名前において、（老齢）配慮代理権の効力発生の登記に関する証明書を交付しなければならない。証明書と共に、（老齢）配慮代理権と結び付けられる権利および義務についての、特にまた代理権限の終了後、証明書をもはや法的取引において使用しないという義務についての概説文も手渡されなければならない。

(7) 公証人が、裁判所によって代弁人の任命について知らされた場合には（非訟事件法126条1項）、代弁人が一般民法典284条bにおいて挙げられている事務のために任命されている限り、公証人は代理権限の終了について登記しなければならない。被代理人が既に登記されている代理権限に対し、書面による異議を登記させるか、委任者またはその代弁人が（老齢）配慮代理権を取り消す場合には、公証人は同様の措置をとらなければならない。登記をした公証人は、代理人（受任者）に代理権の終了および結果、特に証明書をもはや法的取引において使用しないという義務について伝えなければならない。委任者が、その行為能力または認識-および判断能力を喪失した後に、受任者によってもはや代理される意思がないことを明らかにした場合（一般民法典284条g）には、公証人は同様に、（老齢）配慮代理権の効力の発生が終了したことを登記しなければならない。さらに監護裁判所にその保護の必要性について知らせなければならない（非訟事件手続法117条1項）。

(8) 第5項および第6項による証明書の交付のために、またこれと関係のある全ての登記を行うために、登記を行う公証人の〔所属する〕オーストリアの公証人協会は、機関として奉仕しなければならない。近親者の代理権限または（老齢）配慮代理権の効力の発生もしくは代理権の終了の際の、また5項6項による証明書の交付の際の瑕疵について、オーストリア公証人会も責任を負う。オーストリア公証人会の責任については、官職責任法 Amtshaftungsgesetz の規定が適用される。

(9) オーストリア公証人会は、問い合わせに対し、裁判所、登記をする公証人または弁護士、社会保険の担い手、社会扶助の担い手およびその他の社会権に関する事柄における決定者（連邦監護金法 Bundespflegegeldgesetz 22条1項3文から8文）、代理人（受任者）、被代理人（委任者）、処分者および異議申立人に、目録の閲覧を認めなければならない。

6 最終および経過規定

指 示

第 1 項

(1) この連邦法において、他の連邦法が指示されている場合には、これはその時の現行法が適用される。

(2) 他の連邦法において、一般民法典273条による代弁人職が指示されている限り、これに代わりに、一般民法典268条が指示される。

人に関する表記

第 2 項

人に関する全ての表記について、選択された形は両性について当てはまる。

施 行

第 3 項

この連邦法は、特段の定めがない限り、2007年7月1日に施行される。

経過規定

第 4 項

(1) 今まで有効であった〔旧〕一般民法典281条2項に従って代弁人が任命された場合には、代弁人職は連邦法律広報2006年92号の施行に伴い、この者を推薦した協会に移行する。これまでの代弁人は、この連邦法における一般民法典279条2項に従って協会によって公示された、代弁人職の受任を委託されている者（協会代弁人）とみなされる。

(2) 連邦法律広報2006年92号における一般民法典279条は、代弁人への任命が初めてである場合には、2007年7月1日から適用される。さらに、裁判所は、適切な間隔において、一般民法典279条5項の要件を満たしていない代弁人の代わりに、他の代弁人が考慮されるかどうか調査しなければならない。2010年7月1日までに、できる限り全ての代弁人がこの要件を満たすべきである。

(3) 第6款〔公証人規則の改正〕は、2007年6月30日までに、公証人または弁護士もしくははオーストリア公証人会に届いた全ての意思表示について適用される。

執 行

第 5 項

この連邦法の執行は、連邦司法大臣に委託されている。